宇治市水路使用料条例新旧対照表

于石印水路使用种来例如旧对照衣 ————————————————————————————————————								
	現行			改正				
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)					
使用区分	<u>区別</u>	<u>単位</u>	<u>単価</u>			使用の区分	<u>単位</u>	使用料
水道管、ガス管その他	年額	外径又は幅が0.1メートル未満の	<u>円</u>	<u>7</u>	K道管、ガス管	外径又は幅が0.07メートル未満	1メートル	140円
これらに類するもの		<u>もの 1メートル</u>	<u>220</u>	7	その他これら	<u>のもの</u>		
		外径又は幅が0.1メートル以上0.1	<u>240</u>	1	こ類するもの	外径又は幅が0.07メートル以上	<u>1メートル</u>	200円
		<u>5メートル未満のもの</u> <u>1メート</u>				<u>0.1メートル未満のもの</u>		
		<u>JV</u>				外径又は幅が0.1メートル以上	1メートル	220円
		外径又は幅が0.15メートル以上0.	<u>320</u>			<u>0.15メートル未満のもの</u>		
		2メートル未満のもの 1メート				外径又は幅が0.15メートル以上	1メートル	290円
		<u>JV</u>				<u>0.2メートル未満のもの</u>		
		外径又は幅が0.2メートル以上0.4	<u>660</u>			外径又は幅が0.2メートル以上	<u>1メートル</u>	<u>450円</u>
		<u>メートル未満のもの</u> <u>1メートル</u>				<u>0.3メートル未満のもの</u>		
		外径又は幅が0.4メートル以上1	<u>1,560</u>			外径又は幅が0.3メートル以上	<u>1メートル</u>	<u>590円</u>
		<u>メートル未満のもの</u> <u>1メートル</u>				<u>0.4メートル未満のもの</u>		
		外径又は幅が1メートル以上のも	2,400			外径又は幅が0.4メートル以上	1メートル	980円
		<u>の 1メートル</u>				<u>0.7メートル未満のもの</u>		
露店、商品置場、材料	月額	<u>1平方メートル</u>	<u>640</u>			外径又は幅が0.7メートル以上1	<u>1メートル</u>	1,400円
置場その他これらに類						<u>メートル未満のもの</u>		
<u>するもの</u>						外径又は幅が1メートル以上の	<u>1メートル</u>	2,400円
通路用橋	年額	<u>1平方メートル</u>	<u>2,300</u>			<u>もの</u>		
電柱及びその支柱類	年額	1本	3,040	E C	露店、商品置均	<u>場、材料置場その他これらに類す</u>	<u>1平方メートル</u>	<u>580円</u>

宇治市水路使用料条例新旧対照表

	現行	
街灯添架電柱 年額	<u>1本</u>	2,110
電話柱及びその支柱類 年額	<u>1本</u>	2,060
街灯添架電話柱 年額	<u>1本</u>	<u>1,440</u>
公園、広場その他これ 年額	<u>1平方メートル</u>	<u>1,150</u>
らに類するもの		

備考

- 1 この表に規定する使用料以外の使用料については、宇治市道路占 用料条例(昭和49年宇治市条例第12号)別表の規定に準じて徴収す る。
- 2 使用目的が類別単位に満たないものは、1単位に切り上げる。
- 3 使用料の額が年額で定められているものに係る使用の期間が1年 未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割 をもつて計算する。なお、1月未満の端数があるときは、1月とし て計算する。
- 4 使用料の額が月額で定められているものに係る使用の期間が1月 未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月 として計算する。

以	止	

140	<u>3もの</u>		
ì	<u> </u>	<u>1平方メートル</u>	2,100円
Ē	<u>『柱及びその支柱類</u>	<u>1本</u>	3,500円
往	<u> </u>	<u>1本</u>	2,400円
Ē	<u>電話柱及びその支柱類</u>	<u>1本</u>	2,000円
往	<u> </u>	<u>1本</u>	1,400円
1/2	<u>公園、広場その他これらに類するもの</u>	<u>1平方メートル</u>	1,000円

備考

- 1 <u>この表に規定する使用料以外の使用料については、宇治市道路占</u> 用料条例(昭和49年宇治市条例第12号)別表の規定を準用する。
- 2 使用の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未 満であるとき、又は使用の面積若しくは長さに1平方メートル若し くは1メートル未満の端数があるときは、これらを1平方メートル 又は1メートルとみなす。
- <u>3</u> 使用料は、年額とする。ただし、露店、商品置場、材料置場その 他これらに類するものに係る使用料は、月額とする。
- 4 年額の使用料を算定する場合において、使用の期間が1年未満であるとき、又は使用の期間に1年未満の端数があるときは、月割りによる。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月とみなす。
- 5 月額の使用料を算定する場合において、使用の期間が1月未満で

宇治市水路使用料条例新旧対照表

現行	改正
	あるとき、又は使用の期間に1月未満の端数があるときは、1月と みなす。